

告示第 146 号

太子町介護保険サービス事業者等の監査実施要綱（平成 30 年告示第 25 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

令和 7 年 12 月 26 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 1 条中「第 104 条第 2 項」の次に「、第 114 条の 2、第 114 条の 5 第 5 項」を加え、「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号。以下「改正法」という。）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第 26 条の規定による改正前の法第 112 条、第 113 条の 2 第 5 項、第 114 条第 2 項の規定に基づき、介護保険事業者及び施設に対して行う介護給付、予防給付及び法第 115 条の 45 の 3 第 2 項に規定する第一号事業支給費（以下「介護給付費等」という。）に係る太子町介護サービス事業者等の指導実施要綱（平成 30 年告示第 24 号。以下「指導実施要綱」という。）第 1 条に規定する居宅サービス等（以下「介護給付費等対象サービス」という。）の内容及び介護給付費等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する監査」を「により町が行う介護サービス事業者等（第 2 条各号に掲げるものをいう。）に対する監査の方針、実施方法」に改める。

第 2 条第 6 号中「改正法附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号」を「法第 48 条第 1 項第 3 号」に、「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改める。

第 3 条中「監査」の次に「の方針」を加え、「を方針」を削る。

第 4 条第 2 号中「実地」を「運営」に、「指導実施要綱」を「太子町介護サービス事業者等指導実施要綱（平成 30 年告示第 24 号）」に改める。

第 5 条第 3 項中「指定居宅サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等及び指定介護予防サービス事業者等」を「都道府県が指定の権限を持つ介護サービス事業者等」に、「実地」を「運営」に改める。

第 7 条中「指定地域密着型サービス事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等、指定介護予防支援事業者等及び指定第一号事業者等」を「町が指定の権限を持つ介護サービス事業者等」に改める。

第 8 条、第 9 条、第 10 条及び第 11 条中「事業所等」を「事業者等」に改める。

第 12 条中「事業所等」を「事業者等」に改め、「取消処分」の次に「等」を

加え、「乗じた」を「乗じて得た」に改める。